

いじめ防止基本方針

【いじめとは・・・基本定義】

いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（「いじめ防止対策推進法」第2条）

【本校のいじめに対する基本的な考え方】

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも一人一人が、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめた方が悪い」との基本認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、以下のいじめ防止対策に全校あげて取り組んでいく。

- ①すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ②すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、児童が十分に理解できるようにする。
- ③いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

国「いじめ防止対策
推進法
「いじめ防止などの
ための基本的な方針」
県「いじめ防止
基本方針」
市「いじめ基本方針」

【本校の目指す子ども像】

- ・自分や友達を大切にし、仲良く助け合う子ども
- ・差別や偏見を見ぬき、それらを許さない心をもつ子ども
- ・自然に親しみ、命を慈しみ、動植物を愛するやさしい子ども
- ・真理や正義を愛し、自分の仕事を責任もってやりぬく子ども
- ・平和を愛し、郷土や国、世界の人々のために奉仕しようとする子ども

地域や保護者の願い
・心優しい子に
・心豊かな子に
・たくましい子に
・思いやりのある子に
・安心安全な学校に

【いじめ対策委員会】

○目的

児童の健やかな成長を願い、一人一人の悩みの解消に努めるとともに、いじめの早期発見とその解消を図る。

そのために「いじめはどこでも起こりうることを全ての教職員を始め、子どもを取り巻く人々が共通に認識し、いじめ問題に対して組織的に対応する。

○構成員

校長 教頭 教務主任 生活指導主任 保健主事 養護教諭 学年主任 担任 教育相談担当 等

(必要に応じて)

特別支援コーディネーター PTA スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー 主任児童委員 地域の関係団体 等

○活動内容

いじめの防止

- ・校内指導計画の確立
- ・学級経営・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童の自己指導能力の育成
- ・家庭・地域・関係機関との連携強化

【家庭・地域との連携】

- 小佐世保小学校 PTA
- 中部地区公民館
- 祇園中学校区健全育成協議会
- 小佐世保校区自治連合会
- 主任児童委員
- 民生委員
- 校区内の各自治会
- 校区内の各子ども会
- 学校支援会議
- 学校評議員
- 京町交番・佐世保警察署
- 4校連絡協議会

等

いじめの発生時

- ・的確な情報収集
- ・基本的な緊急対応
- ・問題対応への連絡調整
- ・解決に向けた指導
- ・再発防止への取組

【いじめの早期発見】

～小さな変化に対する敏感な気づき～

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示すささいなSOSを見逃さないようにアンテナを高く保つ。同時に児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの早期発見に取り組む。

【いじめの未然防止】

～いじめを生まない土壤づくり～

いじめを生まない学校づくりに向けて、校内の指導体制を確立し、家庭・地域社会との連携強化と児童のいじめを自分たちの問題ととらえることのできる自己指導能力の育成を図る。

【いじめの早期対応】

～軽視せずに迅速かつ組織的な対応～

いかなる場合も真摯に受け止め、関係する児童や保護者からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を迅速かつ正確に行う。

被害児童を守り通すとともに教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。これらの対応について教職員が一致協力し、その解決に取り組む。

【保護者の責務】

～保護者の心構え～

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。保護者は、児童がいじめを行うことのないよう、規範意識などを養う。また、保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。

- 1 「いじめは絶対に許されない卑怯な行為である」という基本的な考え方は、まず家庭が責任をもって徹底する。
- 2 規範意識・思いやりの心・善惡の判断、正義感などを育む。
- 3 家庭の深い愛情や信頼に基づく厳しさをもって、親子の会話や触れ合いを確保する。
- 4 基本的生活習慣をつくり、健全な心を育む。
- 5 インターネット・SNS等を管理し、適切な使い方について指導する。
- 6 子育てや学校行事へ積極的に参加するように努める。

【保護者の取組】

- ・子どもに关心をもち、寂しさやストレスに気づく。
- ・子どもとの会話をできるだけ多くし、相談しやすくする。
- ・いじめ防止についてのチェックポイント等を活用する。
- ・アンテナを高くし、子どもの持ち物や服装の変化に気を配る。
- ・気になることを発見した場合は、直ちに担任と情報を共有する。
- ・各種相談窓口を活用する。

【地域の取組】

- ・登下校の見守り（あいさつ）を行う。
- ・地域の大人として、「いけないことはいけない」ということを責任もって、指導する。
- ・地域行事への参加を呼びかけ、地域の大人との絆をつくる。
- ・アンテナを高くし、子どもの遊びや服装の変化、言葉遣いなどに気を配る。
- ・気になる子どもの様子を発見した場合は、積極的に声をかけ、学校や保護者と情報を共有する。
- ・学校行事へも、できるだけ参加し、協力するように努める。

【いじめを生まないために】

- (1) 学級経営の充実
 - ・一人一人が安心できる学級づくり
 - ・互いの良さを認め合う活動
 - ・差別や偏見に対する科学的な認識や判断力の育成
 - ・自己有用感や充実感を感じられる学級づくり
- (2) 道徳教育・人権教育の充実
 - ・「いのちをみつめる教育週間」「人権週間」の活用
 - ・道徳の授業の充実と心のノートの活用
 - ・差別解消への心情や態度の育成
 - ・生命尊重・思いやりの心・規範意識の育成
- (3) 生徒指導の充実
 - ・規範意識の育成
 - ・教師、児童相互の心の通い合った関係づくり
 - ・思いやりのある言葉遣いなど共感的人間関係の育成
- (4) 特別活動等の充実
 - ・集団の一員としての自覚と連帯感の育成
 - ・個性の伸長や他者とのふれあいを図る活動の設定
 - ・問題を協力して解決しようとする態度の育成
 - ・栽培活動を通した生命尊重の深化
- (5) 児童生徒理解等の校内研修の充実
 - ・各種診断テストの分析と活用
 - ・指導方針の確立と共通理解
 - ・「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」などの活用による対応力の向上
 - ・人権意識と生命尊重の態度の育成

【学校の責務】

～教職員の心構え～

「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどこでも起こりうる」という認識をもって、常に児童を觀察し、実態を把握するとともに校内にいじめを許さない雰囲気を醸成する。

- 1 信頼され、尊敬される教師を目指し、自己研鑽に努める。
- 2 多面的な価値尺度をとらえ、児童の長所を伸ばすよう努める。
- 3 全ての児童に愛情を持って接する。
- 4 学級づくりの明確な指針をもっちりと示す。
- 5 記録を残し、指導に役立てる。
- 6 担任が許さないこと、してはならないことをしっかりと語る。

教職員の資質向上

- ・いじめ対策ハンドブック
- ・いじめ問題への取組チェックポイント
- ・各種研修会への参加
- ・各種相談窓口、サポート体制の活用
- ・道徳・特活の授業改善
- ・やさしい心で伝え合う言語活動の充実

【教職員の取組】

- 教職員は、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識をもつ。その上で、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、いじめの積極的な認知に努める。早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく組織的に対応する。
- ・子どもの行動観察（遊び）を行い、孤立しがちな児童へ声かけをする。
 - ・子どもとの会話をできるだけ多くし、相談しやすくする。
 - ・いじめ問題への取組についてのチェックポイントや個人面談などを活用し、常に情報収集に努める。
 - ・アンテナを高くし、子どもの持ち物や服装の変化、生活の乱れなどに気を配る。
 - ・気になることを発見した場合は、直ちに管理職員や保護者に報告し、情報を共有する。
 - ・各種相談窓口の周知を図る。

【いじめを早期発見するために】

- (1) 日常的なきめ細かな情報収集
 - ・児童の個人面談の実施
 - ・生活ノートなどの活用
 - ・定期的な生活アンケートの実施（6月・12月）
 - ・心の状況テストの活用
 - ・いじめ早期発見のためのセルフチェックの活用
 - ・日常観察等による実態の把握
- (2) 全職員での共通理解と情報交換
 - ・生徒指導連絡会の実施（毎月1回）
 - ・児童理解支援システムの活用
 - ・共通実践・指導
 - ・チームでの対応
- (3) 教育相談体制の整備
 - ・教育相談室（なかよしルーム）の設置
 - ・保護者の個人面談の実施
 - ・SC・SSW等専門家の活用
 - ・電話相談窓口の周知
- (4) 保護者（PTA）との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針の周知
 - ・相談機関等の周知や広報の継続
 - ・懇談等様々な機会の利用
 - ・連絡ノート等によるこまめな連絡
- (5) 地域との連携
 - ・学校支援会議などによる情報交換
 - ・地域民生委員への連絡、協力依頼
 - ・登下校の見守り、声かけ運動

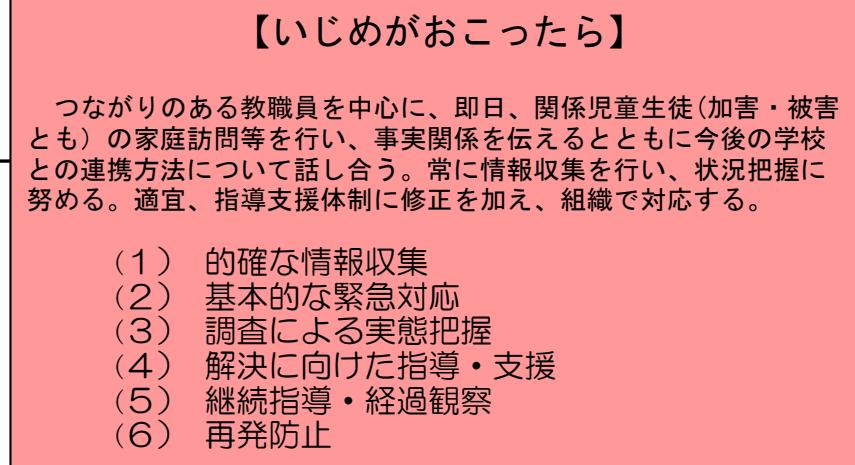
いじめ防止基本方針の見直し

- 下記の機会を活用し、意見を集約し、取組を評価するとともに、隨時、見直しをしていく
- ・学校評価アンケート
 - ・学校評議員会
 - ・PTA実行委員会
 - ・小佐世保っ子共育委員会等

【いじめを発見したら】

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、毅然とした態度で、その場で止める。
- ・些細な兆候であっても、早い段階からの確に関わりをもつ。
- ・被害児童、知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・正確な事実関係の把握に努め、事実を隠すことなく、保護者と協力して対応する。
- ・必要に応じて、関係機関と連携して早期解決を図る。

対応に関する関係機関	
・子ども子育て応援センター	
・子ども女性障がい者支援センター	
・学校警察連絡協議会 (県警少年サポートセンター) (子供を事故から守る協議会)	
・青少年教育センター	
・法務局(ネット上のいじめ)	
・地区主任児童委員	
・民生委員 等	



教育委員会
「いじめ等対策連絡協議会」
「いじめ防止対策委員会」
スクールロイヤー

相談に関する関係機関
・スクールソーシャルワーカー
・スクールカウンセラー
・スクールサポートナー
・県教育センター

【いじめられている児童へ】	
いじめられている側の児童や保護者の心情を同じ立場に立って受け止める。そして、いじめの問題を自らの課題として捉え、全教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して事象に対応し信頼の回復に努める。	<ol style="list-style-type: none"> 1 いじめの事実を確認する。 2 不安を除去し、安全を確保する。 3 訴えること、相談することの重要性を伝える。 4 苦しみを受容し、心のケアを行う。 5 寄り添う支える体制づくりを行う。 6 活躍の機会をつくり自信回復への積極的な支援を行う。 7 対人関係の回復を支援する。 8 自己表現ができるよう積極的な支援を行う。 <p>保護者には、隨時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもうととともに、学校に対しての安心感をもつてもらうよう配慮する。</p>

【いじめている児童へ】	
いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあつてもいじめに向かわせない力を育む。	<ol style="list-style-type: none"> 1 いじめの事実を確認する。 2 いじめは絶対許さない厳しい態度を示す。 3 「いじめの行為は犯罪である」と理解させる。 4 人権や命の尊さを理解させる。 5 健全な人間関係を築くことができるように支援する。 6 教師との信頼関係をつくる。 7 再発防止にむけて、指導を継続し、徹底させる。 <p>保護者には、隨時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応や指導方針を共有できるように配慮する。同時に、学校内外の専門機関と連携し、保護者が相談ができる体制をつくる。</p>

【いじめをみていた児童へ】	
いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自分の問題として捉えさせ、望ましい人間関係や規範意識を育てる。	<ol style="list-style-type: none"> 1 いじめの事実を確認する。 2 いじめは絶対許さない厳しい態度を示す。 3 「いじめの行為は犯罪である」ことを理解させる。 4 いじめを受けている児童の気持ちを理解させる。 5 人権や命の尊さを理解させる。 6 いじめを止めることができなくとも、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。 7 教師との信頼関係をつくる。 8 指導を継続し、徹底させる。 <p>保護者にも、正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応や指導方針を共有できるようにする。</p>

【年間計画】

	教職員の取組			PTA・地域との取組	
	計画・評価	実態把握・教育相談	教科などでの指導		
4	学校基本方針の確認 年間活動計画検討 児童理解支援シート	児童理解タイム 校内特別支援委員会 学力テスト(4~6年)	挨拶・礼儀 学級のルールづくり 小佐世保スタンダード	学級開き 学級目標の設定 学級写真の撮影	PTA総会・家庭訪問 登下校の見守り・挨拶運動
5	いじめ対策委員会 教育週間の計画 暮らしに関するアンケートの検討	児童理解タイム 心の状況調査	集団行動	縦割り班活動 運動会 行事を通した絆づくり	運動会競技 親睦レクリエーションなど
6	特別支援体制づくり	暮らしに関するアンケート 児童との個人面談	いのちを見つめる 強調月間 道徳授業公開 【生命尊重】	6・29平和集会 縦割り班活動 代表委員会の取組	小佐世保っ子共育委員会 民生委員懇談会 学級懇談会(いじめ防止について)
7	学校評価項目の検討 前期活動計画反省	学力・心の状況調査分析 保護者との個人面談	情報モラル教育 夏休みの過ごし方	行事を通した絆づくり	地区別懇談会 4校連絡協議会
8	校内研修(児童理解)	児童理解タイム 校内特別支援委員会	平和教育	8・9平和集会	子供会活動 夏祭り
9		児童との個人面談 児童理解タイム	食に関する指導 性教育	行事を通した絆づくり 縦割り班活動	保護者・地域との情報交換
10	活動計画の検討・確認	児童理解タイム 校内特別支援委員会	個性の伸長 協力・協働	行事を通した絆づくり	学校支援会議 学級懇談会
11	暮らしに関するアンケートの検討	児童理解タイム	キャリア教育 メディア安全教育	体力づくりなどを通した 絆づくり	教育講演会 学級懇談会
12	学校評価アンケート	児童理解タイム 校内就学委員会 暮らしに関するアンケート	人権に関わる指導 国際理解教育	人権集会 縦割り班活動 幼稚園との交流会	民生委員懇談会
1	体罰調査	児童理解タイム 校内特別支援委員会	新しい年を迎えて 食に関する指導	音遊び交流(1年) おもちゃ大会(2年)	
2	いじめ対策委員会 学校基本方針の見直し	成果と課題について 次年度の取組について	学習発表会(各学年)	行事を通した絆づくり 縦割り班活動	子育て講演会 学級懇談会 小佐世保っ子共育委員会
3	年間計画反省 次年度引継ぎ準備	児童理解タイム 校内特別支援委員会	進級にあたって	お別れ集会 行事を通した絆づくり	幼保小中連絡会